

別表 1 (第 4 条関係)

対象業種	日本標準産業分類
F	電気・ガス・熱供給・水道業
G	情報通信業
H	運輸業、郵便業
I	卸売業、小売業
J	金融業、保険業
K	不動産業、物品賃貸業
M	宿泊業、飲食サービス業
O	教育、学習支援業
P	医療、福祉
Q	複合サービス業
R	サービス業 (他に分類されないもの)

別表 2 (第 4 条関係)

対象業種	日本標準産業分類
A	農業、林業
B	漁業
C	鉱業、採石業、砂利採取業
D	建設業
E	製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業
G	情報通信業
H	運輸業、郵便業
I	卸売業、小売業
J	金融業、保険業
K	不動産業、物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業
M	宿泊業、飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業
O	教育、学習支援業
P	医療、福祉
Q	複合サービス業
R	サービス業（他に分類されないもの） ※注 「政治団体・宗教・その他のサービス業・ 外国公務」は対象外

(備考)

※注 以下の事務所は対象外とする

- ・物販や飲食、対面でのサービス提供を主な目的とするもの
- ・空き店舗の1階部分に開業する場合は、一般消費者が出入りしないもの